

令和 8 年度

柏北部中央地区下水道管布設工事
(8 － 9 工区)

特 記 仕 様 書

柏都市計画 柏北部中央地区
柏市 若柴

千葉県 柏区画整理事務所

第1章 総 則

第1条 適用

1. この特記仕様書は、土木工事共通仕様書（令和7年度10月改定）（以下「共通仕様書」という。）でいう特記仕様書で、本工事の施工に適用する。
2. この工事の施工にあたっての一般的事項は、共通仕様書によるものとする。
3. 設計書等に記載なき事項及びその他変更する必要がある場合は別途協議する。

第2条 工事カルテ作成・登録

受注者は、受注時又は変更時において工事請負代金額500万円以上の工事について、工事实績情報サービス（CORINS）に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事实績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し監督職員の確認を受けた上、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、完成時は工事完成後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録申請をしなければならない。

登録対象は、工事請負代金額500万円以上（単価契約の場合は契約総額）の全ての工事とし、受注・変更・完成・訂正時にそれぞれ登録するものとする。

なお、変更登録時は、工期、技術者に変更が生じた場合に行うものとし、工事請負代金のみ変更の場合は、原則として登録を必要としない。

また、登録機関発行の「登録内容確認書」が受注者に届いた際には、速やかに監督職員に提示しなければならない。なお、変更時と工事完成時の間が10日間に満たない場合は、変更時の提示を省略できる。

第3条 建設副産物

建設副産物

本工事により発生する建設副産物は以下のとおり運搬し、処理するものとする。運搬先が変更となる場合は発注者と協議するものとするが、受注者都合による場合は変更の対象としない。また、盛土材として適さない土質が確認された場合は監督職員に報告し、指示を受けること。

（1）改良土

受入れ先	株式会社大勝工業
片道運搬距離	6.8km
処分量・積込量	16m ³

（2）建設発生土（残土）

受入れ先	1号ヤード（46街区、52街区）
片道運搬距離	1.6km
処分量・積込量	74m ³

第4条 施工管理

1. 本工事の施工管理は、千葉県県土整備部が定める千葉県土木工事施工管理基準（令和7年10月改正）及び規格値によるものとする。
2. 工事写真管理は、千葉県土木工事施工管理基準に記載する写真管理基準によるものとする。

第5条 建設機械の使用

本工事において使用する建設機械については共通仕様書（第1編1-1-32第6項および第8項等）によること。ただし、これにより難しい場合は監督職員と協議するものとする。

第6条 工事中の安全確保

1. 工事の施工にあたっては、「建設工事公衆災害防止対策要綱」に従い、交通管理は「道路工事保安施設設置基準(平成18年4月)」に基づき適切に行うものとする。ただし、これにより難しい場合は監督職員と協議するものとする。
2. 工事期間中に配置する交通整理員及び誘導員は下記のとおり見込んでいる。

(1箇所あたり)

区 分 \ 作業区分	昼間作業	夜間作業	昼夜間作業
作業時間中不連続的に勤務する人員	1人	0人	0人

なお、状況により必要が生じた場合には適宜増員等すること。

3. 工事の施工に際し、地下埋設物件等が予想される場合は、その管理者と現地立会いの上、当該物件の位置、深さ等を確認し、保安対策について十分打合せを行い、事故の発生を防止しなければならない。
4. 受注者の責により地下埋設物件等に損害を与えた場合は、速やかに監督職員に報告するとともに関係機関に連絡し応急措置を講じ、受注者の負担によりこれを補修しなければならない。
5. 埋設物件等の管理者不明のものがある場合は、監督職員に報告し、その処置については占用企業者全体の立会いを求め、管理者を明確にしなければならない。
6. 本工事における安全確保について、架空線の切断事故等のないよう搬入出経路においても注意を怠らないこと。
7. 工事の施工に際し、事故等が起こり得ると想定される箇所については、事前に監督職員に報告し、事故防止のための対応について書面で提出すること。

第7条 安全訓練の実施

1. 本工事の施工に際し、現場に即した安全訓練等について、工事着手後原則として作業員全員の参加により、月当り半日以上時間を割り当て、下記の項目から実施内容を選択し安全訓練等を実施するものとする。
 - (1) 安全活動のビデオ等視覚資料による安全教育
 - (2) 本工事内容等の周知徹底
 - (3) 土木工事安全施工技術指針等の周知徹底
 - (4) 本工事における災害対策訓練
 - (5) 本工事現場で予想される事故対策
 - (6) その他、安全訓練等として必要な事項
2. 施工に先立ち、作成する施工計画書に本工事の内容に応じた安全訓練等の具体的な計画を作成し、監督職員に提出するものとする。
3. 安全訓練等の実施状況を報告すること。

第8条 工事現場管理

過積載等の違法運行の防止については共通仕様書（1-1-34 交通安全管理 15）による他、次の事項を遵守すること。

- （1）積載重量制限を超えて土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。
- （2）挿杵装着車、不表示車等に土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。
- （3）過積載車輛、挿杵装着車、不表示車等から土砂等の引き渡しを受ける等過積載を助長することのないようにすること。
- （4）取引関係のあるダンプカー事業者が過積載を行い、または挿杵装着車、不表示車等を土砂等運搬に使用している場合は、早急に不正状態を解消する措置を講ずること。
- （5）建設発生土の処理及び骨材の購入等にあって、下請事業者及び骨材納入業者の利益を不当に害することのないようにすること。
- （6）不法・違法無線局（不法パーソナル無線）を設置したトラック、ダンプカー等を工事現場に立ち入らせないこと。
- （7）以上のことにつき、下請業者にも十分指導すること。

第9条 環境に配慮した工事の実施計画

1. 受注者は、千葉県が運用を開始している環境マネジメントシステムの構成要素をなす「公共工事における環境影響の低減」を推進し、達成するため施工計画書内（環境対策）に、独立した項目として「環境に配慮した工事実施計画」について記載するものとする。
2. 工事施工にあたっては、騒音防止および排気ガス対策を施した機械を使用するものとし、これにより難い場合は監督職員の承諾を得なければならない。

第10条 環境対策等

1. 現地状況を十分把握し、工事に伴う振動・騒音・粉塵等の対策を講じ施工することとする。特に現道への土砂流出防止策を講じること。また、現道を汚損した場合は速やかに清掃すること。
2. 本工事に使用する軽油については、JIS規格軽油を使用すること。
3. 受注者は、県税事務所がその他の機関と合同で行う建設機械及び本工事に関わる車両等を対象とする燃料の抜取調査に対しては、監督職員の指示によりに協力しなければならない。
4. 湧水がある場合は、受注者の責で水替えを行うこと。
5. 工事による影響が懸念される箇所については、受注者の責で調査及び防止対策を行わなければならない。なお、工事により被害を出した場合は、受注者の責で補償すること。
6. 工事の際に通行止めとなる場合は、誘導員や案内看板等により適切に誘導を行い、トラブルがないようにすること。
7. 工事箇所に隣接している家屋や住民に対しては、工事による影響を最小限に止め、日々の生活を妨げることのないよう十分配慮すること。

第11条 創意工夫等実施状況

受注者は、工事施工において自ら立案実施した創意工夫や技術力に関する項目、又は地域社会への貢献として評価できる項目に関する事項について、工事完了時までに別紙様式により提出することができる。

第12条 工期

1. 本工事の工期は、契約の翌日から130日間とする。

なお、工期には、施工に必要な実日数（実働日数）以外に以下の事項を見込んでいる。

準備期間	30日間
後片付け期間	20日間
雨休率 ※休日と天候等による作業不能日を見込むための係数 雨休率＝（休日＋天候等による作業不能日）／実働日数	0.78

天候等による作業不能日は以下を見込んでいる。

イ) 1日の降雨・降雪量が10mm/日以上の日：42日間／年間

ロ) 8時から17時までのWBGT値が31以上の時間を足し合わせた日数：3日間／年間

（少数第1位を四捨五入（整数止め）し、日数換算した日数）

（過去5か年（2021年1月～2025年12月）の気象庁（千葉特別地域観測所）及び
環境省（千葉特別地域観測所）のデータより年間の平均発生日数を算出）

2. 著しい悪天候や気象状況より「天候等による作業不能日」が工程（官積算）で見込んでい
る日数から著しく乖離し、かつ、作業を休止せざるを得なかった場合には、受注者は発注
者へ工期の延長変更を協議することができる。

第2章 材 料

第13条 海外建設資材

J I S規格が定まっている建設資材のうち、海外においてJ I S認定工場以外で生産された建設資材を使用する場合は、（一財）土木研究センター又は（一財）建材試験センターが発行する海外建設資材品質審査証明書を提出するものとする。ただし、J I S認定製品として生産・納入されていない建設資材については必ずしも海外建設資材品質審査証明書を必要としないものとする。

第14条 材料の確認

材料の使用にあたっては、その外観及び品質証明書を照合して確認した資料を事前に監督職員に提出し、確認を受けなければならない。

第15条 工事現場発生品及び支給品

現場発生品については、監督職員の確認を得て指定の場所へ搬出するものとする。

第3章 施 工

第16条 調査及び埋設物の確認

1. 施工に伴い支障となることが予想される埋設物や架空線等については、施工に先立ち、台帳に基づいて試掘を行い、その埋設物や架空線等の種類、位置（平面・深さ・高さ）、規格、構造等を原則として目視により、確認すること。
2. それらの確認に管理者との立会が必要となる場合は、受注者の責において実施すること。
3. 埋設物や架空線に万が一損害を与えた場合は、受注者の責において対応すること。

第17条 埋戻工

1. 埋戻工に使用する材料には改良土を使用することとし、敷均し・締固めは、30cm以内ごとに十分に行うこと。

第18条 仮設工（任意仮設）

1. 仮設工はその標準を示したものであり、現地の状況を十分把握し安全性、経済性、細部構造等の検討を行い、工事の施工にあたってはあらかじめ受注者の責において安全性を確認しなければならない。なお、現地の状況に変更が生じた場合は、監督職員と協議するものとする
2. 受注者において仮設工に対する施工技術検討を十分に行い、その内容を施工計画書に記載し提出するものとする。

第19条 工事箇所

工事関係者以外が侵入しないようB型バリケード等を設置し第三者侵入防止措置を行い、開口部は、転落防止措置としてB型バリケード、柵、安全ネット等にて対策を併せて講ずること。また、夜間一般車両が工事区間を認識できるように、夜間点滅等を設置し第三者・一般車両の交通事故防止対策を講ずること。

工事期間中は、石及びゴミ拾いを行う等、美化に努めること。

第5章 その他

第20条 工程調整

本工事に近接した工事がある場合は、十分な工事間調整を行い、遅延しないようにすること。
万が一遅延が想定される場合は、発注者と協議すること。

第21条 監理技術者

1. 本工事において、建設業法第26条第3項第2号の規定の適用を受ける監理技術者（以下「専任特例2号の場合の監理技術者」という。）の配置を行う場合は以下の（1）～（8）の要件を全て満たさなければならない。

（1）建設業法第26条第3項第2号による監理技術者の職務を補佐する者（以下「監理技術者補佐」という。）を専任で配置すること。

（2）監理技術者補佐は、主任技術者の資格を有する一級施工管理技士補又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。なお、監理技術者補佐の建設業法第27条の規定に基づく技術検定種目は、専任特例2号の場合の監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。

（3）監理技術者補佐は所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

（4）同一の専任特例2号の場合の監理技術者が配置できる工事の数は、本工事を含め同時に2件までとする。

（5）専任特例2号の場合の監理技術者が兼務できる工事は千葉県の記事でなければならない。

（6）専任特例2号の場合の監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行しなければならない。

（7）専任特例2号の場合の監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。

（8）監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにすること。

2. 本工事の監理技術者が専任特例2号の場合の監理技術者として兼務する事となる場合、前項（1）～（8）の事項について確認できる書類を提出すること。

特記仕様書別表 詳細は土木工事共通特記仕様書 第2章 選択編をご参照ください

条	条 目	適用(不要項目に二重取消線)
第2-1条	電子納品	・ 該当する (副本登録する) ・ 該当する (副本登録しない)
第2-2条	工事監督支援業務の担当技術者	・ 該当する ・ 該当しない
第2-3条	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 (建設リサイクル法)	・ 該当する ・ 該当しない
第2-4条	難工事の指定	・ 該当する ・ 該当しない
第2-5条	「三者会議」の実施	・ 該当する ・ 該当しない
第2-6条	熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行工事	・ 該当する ・ 該当しない
第2-7条	快適トイレ	・ 該当する ・ 該当しない
第2-8条	週休2日制適用工事	・ 現場閉所による週休2日工事 ・ 週休2日交替制工事 ・ 該当しない
第2-9条	遠隔臨場	・ 発注者指定型 ・ 発注者指定型以外 ・ 該当しない
第2-10条	I C T活用工事 ※右表に対象工種を記載	・ 該当する (作業土工 (床掘)) ・ 該当しない
第2-11条	現場打ちの鉄筋コンクリート構造物におけるスランプ値の設定等	・ 該当する ・ 該当しない